

# 「令和6年度補正予算 産地連携推進緊急対策事業」 説明会

株式会社日本能率協会コンサルティング

※ 本資料は以下の利用条件をご確認の上、ご利用ください。

1. 本資料に関する著作権、商標権、意匠権等を含む知的財産権はJMACに帰属しています。
2. JMACの事前の書面による承諾を受けた場合を除き、本資料の一部又は全部を複製、転載、転用、翻案することは禁止されています。
3. 貴社とJMACが契約締結に至らなかった場合は、本資料はJMACにご返還ください。

# 説明会目次

1. 本事業の概要について
  1. 補助金の目的や対象の範囲
  2. 応募申請手続きの概要・スケジュール
2. 「産地連携」の重要性とメリット
3. 補助対象となる取組例
4. 質疑応答

# 補助金の概要について

# 本事業の概要

## 農林水産省 令和6年度補正予算 産地連携推進緊急対策事業

### ■事業の目的

本事業は、食品原材料の調達リスクを抱える食品製造事業者等のみなさまに対し、**産地支援**や**産地連携**によって**国産原材料の取扱量増加**を目指す取組を行うことを支援し、食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めることを目的としています

### ■事業期間・公募期間

- ・第3次公募 公募期間：令和7年8月4日(月)～ 同年9月19日(金) 17：00（厳守）
  - ・事業完了期限：令和8年2月12日まで 厳守
- ※第4次公募については採択結果を踏まえた予算状況によって実施有無を検討します・

### ■補助率

補助率は2分の1以内とし、補助金の上限は1件当たり最大2億円、下限は100万円  
ただし、産地を支援する取組（取組A）を行う場合は、1件当たり最大3億円までを補助する。

# 補助対象となる事業者

## ■補助対象となる事業者

産地と連携した国産原材料調達計画を策定する者で、且つ以下の（１）又は（２）のいずれかの条件に該当するもの。

- （１）食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体  
（経営体としての業種区分にかかわらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）
- （２）（１）に該当する事業者とともに事業を実施しようとする者

取り扱う原材料の品目に制限はないため、広く食品製造業の皆様  
に本事業への取組を検討いただくことが可能です。



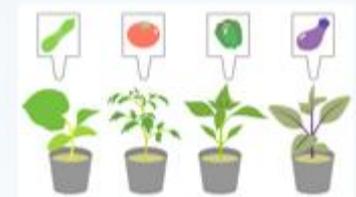
# 本事業の支援対象内容①

## A. 産地を支援する取組

食品製造事業者等が求める**食品原材料の安定確保**により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地と連携する計画を策定した食品製造事業者等が**産地の支援**として次に掲げる①～④又はこれらに類する取組を行うものを支援します。

### ① 産地支援のための種苗等購入費用

↳求める品種を産地に生産してもらうための産地への**種苗の提供**



### ② 産地支援のための機械・設備導入費用

↳引き受け量拡大や加工ニーズに適合してもらうための産地への**収穫機械費用**や**選別機費用**等



### ③ 産地支援のための生産作業補助等、栽培技術等指導費用

↳産地に、加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した**生産作業補助**又は**専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導**



### ④ ①～③のこれらに類する取組を行うための費用

# 本事業の支援内容②

## B. 産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加の取組

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う、食品製造事業者自身の機械設備等の導入、新商品等の開発・製造・PR等の取組に係る経費を補助します。

- ⑤ 新商品開発に伴う、必要な機器の導入費用（設置費用等含む）
- ⑥ 製造ラインの変更・改造・増設、一部機器導入費用（設置費用を含む）
- ⑦ 試作品製造時の機械費用
- ⑧ 試作品製造時の原材料費用（市販用の原材料分は除く）
- ⑨ 新商品の市場調査及び開発商品の実地調査費用（国内及び海外調査を含む）
- ⑩ 食品表示変更に伴う包装資材の更新に必要なデザイン作成、初期費用（廃棄された旧包装資材に相当する分又は新デザイン包装資材2ヶ月分のいずれか低い方）
- ⑪ 新商品等のPRに係る店頭PR費用、広告宣伝費用（販促物品に係る費用は含まない）



### ◆補足事項

- 取組A、取組Bの両方に同時に申請することも可能です。

# 本事業の取組の要件

産地と連携する計画を策定すること

応募申請時の画面にて、事務局が定める「産地と連携した原材料調達計画」に関する設問に回答すること。

食品原材料の安定確保に向けた取組であること

左記の事業目的に合致する取組であることが読み取れるように、  
応募提出資料の中で説明すること。  
(主に別記様式第2号別添1 事業計画書において記載すること)

国産原材料の取扱量増加に向けた取組であること

左記の事業目的に合致する取組であることが読み取れるように、  
応募提出資料の中で説明すること。  
(主に別記様式第2号別添1 事業計画書や別添3・4 事業の成果目標に記載すること)

産地との連携を行っていること  
(取組Bの場合)

左記の事業目的に合致する取組であることが読み取れるように、  
応募提出資料の中で説明すること。  
(主に別記様式第2号別添1 事業計画書において記載すること)

# 産地と連携した原材料調達計画

応募申請時の入力画面にて、以下の設問にご回答いただきます。

---

- (1) 本事業で対象とする原材料をご回答ください。【自由記述】
- (2) 本事業の取組対象の原材料について、現在の国産原材料の利用割合を選択してください。【回答選択式】  
①0～20% ②21～40% ③41～60% ④61～80% ⑤81～100%
- (3) 国産原材料の利用割合について、今後増加させる予定はありますか。【回答選択式】  
①増加予定 ②課題が解決すれば増加予定 ③現状維持 ④減少予定
- (4) 今後の国産原材料の調達予定量・割合について、現在との比較を交えて記載してください。【自由記述】
- (5) 国産原材料を調達するにあたり、産地を指定していますか。【回答選択式】  
①必ず指定している ②状況に応じて指定している ③指定していない
- (6) 指定する産地を拡大するなど、産地との関係を強化していく予定はありますか。【回答選択式】  
①強化予定 ②課題が解決すれば強化予定 ③現状維持 ④関係は今後希薄になっていく予定
- (7) 産地からの情報収集、原材料の産地指定など、産地と連携して実施する原材料調達計画について記載してください。【自由記述】

# 「産地との連携」の考え方

本事業における「産地との連携」の考え方については以下の通り整理しております。

※本事業公募サイトに掲載の「よくある質問」より抜粋

質問	回答
「産地との連携」とは、具体的にどのような取組を行うことが対象になるのでしょうか。	<p>単発的な調達購買活動ではなく、<b>食品製造事業者と産地が互いに関与し合い、双方にとって利益のある取組みを継続的に行う計画を有するもの</b>が対象となります。</p> <p>例えば、特定の産地（複数の産地を含む）と契約栽培に向けた協議を行うことなどが対象となります。</p> <p>※産地と契約を結ぶことを必須要件とはしておりませんが、産地との連携の証跡を何らかの形で提出していただく必要がございます。</p> <p>※「取組A：産地を支援する取組」においては、産地への機械の貸与、種苗の提供、技術指導等を実際に行うことが必須です。</p>
連携する「産地」とはどのような事業者が当てはまりますか。	<p>「産地」については、事業者の形態というより、<b>事業における産地の具体性が示せる計画となっていれば応募可能</b>と考えて差し支えありません。</p> <p>最終的に、どの産地(具体的な地域名)との連携が強化されたのかを実績として報告できる事業であるか否かで応募をご判断ください。</p>

# 補助対象となる経費 取組Aに係るもの①

取組A 産地の 支援の 取組に 係るもの	機械・設備費	<p>食品製造事業者等が行う別表の第1のア～エ又はこれらに類する取組のため、生産から出荷までの範囲で産地で使用するもので、本事業のために使用される機械・設備の購入、製作に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>※1 機械・設備のオプション・付属品は、本事業のために必要なものに限る。</li><li>※2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。「建物」、「建物付属設備」、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外となるので注意すること。</li><li>※3 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。「効用の増加価格」とは、補助対象経費により施設・設備の効用を増加させた費用（器具、備品等およびその設置等にかかる工事費）をいう。</li><li>※4 生産から出荷までの範囲外又は産地で使用しないものは補助対象外とする。</li><li>※5 既存機械・設備の改良、改修、改造、再整備等は補助対象外とする。</li><li>※6 リース・レンタル料は補助対象外とする。</li><li>※7 3者以上の中古品流通事業者等から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等、価格の妥当性を証明できる場合には、中古設備も補助対象とする。</li><li>※8 「機械・設備費」に関する作業に関して、エンジニアなどの旅費等は、切り分けられる場合には旅費とする。旅費に関する支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</li></ul>
	消耗品費	<p>食品製造事業者等が行う別表の第1のア～エ又はこれらに類する取組のために使用するもので本事業のために使用される消耗品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>※1 他への使用用途がないものに限る。</li><li>※2 原則、1件当たりの取得価格が5万円未満のものに限る。（本事業の遂行のために必要な種苗（種子・種苗）の購入は認める）</li><li>※3 事業計画の範囲で確実に使用できるものに限る（量等）。</li><li>※4 リース・レンタル料は補助対象外とする。</li></ul>

# 補助対象となる経費 取組Aに係るもの②

取組A 産地の 支援の 取組に 係るもの	備品費	<p>食品製造事業者等が行う別表の第1のア～エ又はこれらに類する取組のために使用するもので本事業のために使用される備品</p> <p>※1 他への使用用途がないものに限る。</p> <p>※2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。</p> <p>※3 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が5万円以上50万円未満のものに限る。</p> <p>※4 生産から出荷までの範囲外又は産地で使用しないものは補助対象外とする。</p> <p>※5 既存の備品の改良、改修、改造、再整備等は補助対象外とする。</p> <p>※6 リース・レンタル料は補助対象外とする。</p>
	謝金	<p>本事業の遂行のために依頼した専門家や篤農家等（社員以外）に支払われる経費</p> <p>※1 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合、学識経験者、篤農家等の専門家に依頼した栽培技術等指導業務の経費を補助対象とすることができる。（依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要である。）</p> <p>※2 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできない。</p> <p>※3 支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</p>
	旅費	<p>本事業の遂行のために依頼した専門家や篤農家等に支払われる経費又は食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助に支払われる経費又は「機械・設備費」に関する作業に関して、エンジニアなどの旅費等</p> <p>※1 支給基準は、事務局が定めるとおりとし、産地との往復等に限る。</p> <p>※2 産地の活動に具体的に負担を負う関与をしないもの又は産地以外に行くものは補助対象外となる。（例えば、産地候補の調査のための産地までの旅費は補助対象外）</p>
	外注費	<p>本事業の遂行のために必要な栽培技術等指導や食品製造事業者等が求めるGAP等生産工程管理等の認証取得を外注（請負、委託、役務等）する場合の経費</p> <p>※1 本経費については、栽培技術等指導を専門家へ依頼した場合の謝金・旅費を想定しているが、専門家側において外注方式を指定した場合や食品製造事業者等が求めるGAP等生産工程管理等の認証取得を外部へ委託等を想定している</p> <p>※2 外注先との書面による契約等の締結が必要である。</p> <p>※3 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械・設備費」に計上すること。</p>

# 補助対象となる経費 取組Bに係るもの①

取組B 食品製造事業者等の取組に係るもの	機械装置・システム構築費	<p>① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費</p> <p>② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費</p> <p>③ ①又は②と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</p> <p>※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。「建物」、「建物付属設備」、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外となるので注意すること。</p> <p>※2 機械装置又は自社により機械装置やシステムを作成・構築する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となる。</p> <p>※3 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置等の機能を高めることや耐久性を増すために行うものである。</p> <p>※4 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限る。</p> <p>※5 3者以上の中古品流通事業者等から型式や年式が記載された見積もりを取得している場合には、中古設備も補助対象とする。</p> <p>※6 リース・レンタル料は補助対象外とする。</p>
	技術導入費	<p>本事業の遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費</p> <p>※1 知的財産権を所有する他者から取得（実施権の取得を含む）する場合は書面による契約の締結が必要となる。</p> <p>※2 技術導入費支出先には、専門家経費、外注費を併せて支払うことはできない。</p>
	専門家経費	<p>本事業の遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>※1 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることができる。（依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要である。）</p> <p>※2 旅費に関して支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</p> <p>※3 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできない。</p>
	運搬費	<p>本事業の遂行のために必要な運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p> <p>※ 購入する機械装置の運搬料については、機械装置・システム費に含めることとする。</p>

# 補助対象となる経費 取組Bに係るもの②

取組B 食品製造事業者等の取組に係るもの	調査費	<p>本事業の遂行のために必要な、新商品開発時のマーケット等の調査に要する経費</p> <p>※1 新商品開発時の加工や設計・検査等の費用は外注費に含めることとする。</p> <p>※2 外注（請負、委託等）する場合は、外注先との書面による契約の締結が必要である。</p>
	外注費	<p>本事業の遂行のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費</p> <p>※1 外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用は補助対象外とする。</p> <p>※2 外注先との書面による契約の締結が必要である。</p> <p>※3 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置・システム構築費」に計上すること。</p> <p>※4 外注先に、技術導入費、専門家経費を併せて支払うことはできない。</p> <p>※5 外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用は補助対象外とする。</p> <p>※6 「機械装置・システム構築費」に関する作業に関して、エンジニアなどの旅費等は、切り分けられる場合には外注費とする。 旅費に関して支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</p>
	広告宣伝・販売促進費	<p>本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費</p> <p>※1 補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体のPR広告に関する経費は補助対象外とする。</p> <p>※2 補助事業実施期間内に広告が使用・掲載されること、展示会が開催されることが必要である。</p> <p>※3 旅費に関して支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</p>
	包装資材費	<p>本事業の実施により発生する包装資材の廃棄相当分（量）の包装資材更新に要する経費</p> <p>※食品表示変更に伴う包装資材の更新に必要なデザイン作成、初期費用、包装資材原料費。旧包装資材から新包装資材に切り替えた時に廃棄される旧包装資材の相当分（量）又は新包装資材の2ヶ月分の相当量のいずれか低い方の経費とする。旧包装資材の廃棄費用は対象にならない。</p>
	原材料費	<p>新商品開発に係る試作品の食品原材料に要する経費</p> <p>※販売するものに係る原材料費は対象外とする。</p>

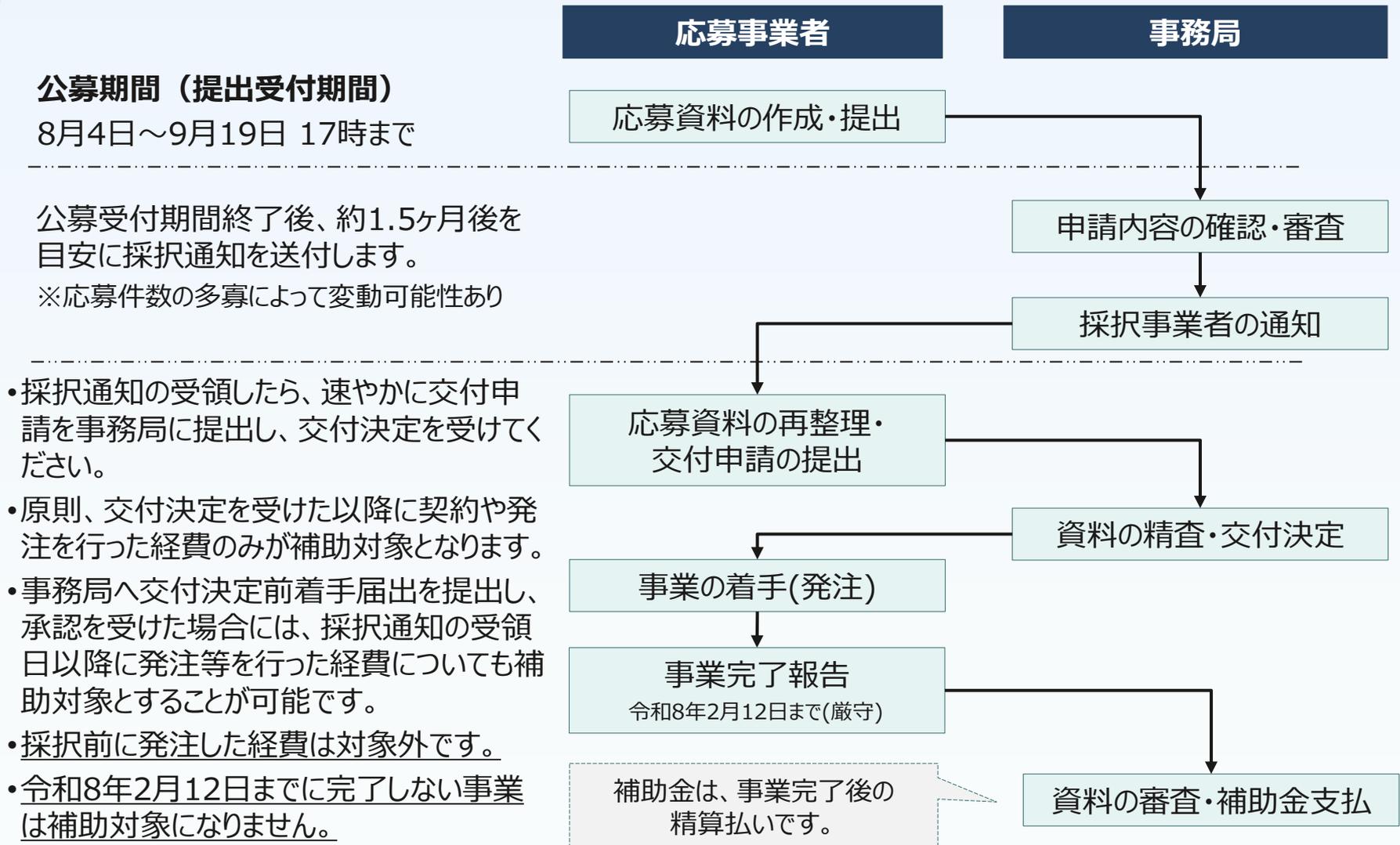
# 補助対象とならない経費

**公募要領「9 補助対象経費全般の留意事項」より。補助対象外経費は補助金の支払対象となりません。申請された場合、除外いたします。**

- 土地・圃場借料
- 導入した機械・設備、消耗品、備品の維持・管理・修理・廃棄に係る費用
- 導入した機械・設備や消耗品・備品のリース・レンタル料
- 本事業遂行のための既存機械・設備等の撤去、農道整備、暗渠・明渠設置、伐採等に要する経費
- 免許、資格、権利の取得に要する経費
- 土壌分析に必要な経費
- 堆肥等購入、運搬、保管、散布、調査、指導等に係る経費
- 建物、建物付属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具の購入等に係る経費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に掲げるもの）
- 民間倉庫等に保管するための保管料、借上費用
- 導入した機械・設備、機械装置システム等に係る電気代・燃料費
- 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- フランチャイズ加盟料
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 販売する商品の原材料費（補助対象経費の原材料費は除く）、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料
- 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等）
- 各種保険料
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具、集塵機、コンプレッサー、電源装置等）の購入費
- 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）
- 事業に係る自社の人件費、旅費（産地への生産作業補助のための旅費は除く）
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※「諸経費」「管理費」など内訳が不明な費目は内訳の提出が必要です。内訳が明示できない場合は対象外となります。

# スケジュール・事業着手までの手順



# 応募申請の流れ①

## (1) 応募用資料の入手・確認

- 公募要領、実施規程、様式等の申請書類を公募サイトからダウンロードし、内容を確認してください

公募サイトのこちらのボタンより、資料をダウンロードできます。

## (2) 応募提出資料の作成

- ダウンロードした応募用の様式に必要な事項を記入してください。様式上に定められた項目は削除したり構成を変えたりすることはせず、既存の項目に沿って作成してください。
- その他、応募に必要な添付資料、補足資料をご準備ください。

### 公募サイト画面(一部抜粋)

JMAC | 農林水産省補助事業  
産地連携推進緊急対策事業

農林水産省補助事業

公募案内および公募受付サイト

### 公募要領、記入様式について

実施規程と公募要領には、本事業の公募、実施に係る基本的なルールを掲載しています。  
当該文書をよく確認のうえ応募ください。

公募要領・申請様式、実施規程 ZIPダウンロード

### 応募方法および提出資料

様式のダウンロード ZIP

## 応募申請の流れ②

※応募資料の提出は、専用の電子申請フォームからのみ受け付けます

### (3) 応募事業者登録

- 公募サイトより応募事業者登録へ進み、必要事項を記入して登録を行ってください（登録をただけでは、事業への応募申請完了とみなされません）。

こちらのボタンより事業者登録ができます。公募期間中のみ押下可能になります。

- 応募登録のみで、最終的に申請を行わなくとも問題はありません。
- 1次公募、2次公募で登録済みの場合でも、3次公募では再度改めて登録してください。



# 応募申請の流れ③

- (4)申請用ページから応募資料を提出
- 応募事業者登録時にメールで案内のあった申請用ページへログインしてください。
  - 事業者名や代表者名等の情報を記入してください。
  - その他、申請用ページ上で記入が必要な事項を適宜記入してください。
  - 応募資料の提出は、専用の電子申請フォームからのみ受け付けます

## 申請用ページ画面(一部抜粋)

### 【3次】 R6補 産地連携推進緊急対策事業 申請サイト

入力項目が多いため、適宜、下書き保存を行ってください。なお、申請後は内容の修正が出来ませんのでご注意ください。  
こちらの申請サイト上で資料のプレビューはできないため、ローカルで確認してからアップロードしてください。

申請番号	<input type="text"/>
※事業者名 <small>法人格を略さず、正式名称をご記入ください</small>	<input type="text"/>
※事業者名ふりがな	<input type="text"/>
※事業者代表者名 <small>氏名を記入ください(肩書は不要です)</small>	<input type="text"/>
※法人区分	<input type="text"/>
法人番号 <small>※法人の場合は13桁、個人事業主の場合は、</small>	<input type="text"/>
※本社所在の都道府県	<input type="text"/>
※業種区分	<input type="text"/>
※主たる業務の内容	<input type="text"/>

# 応募申請の流れ④

- 応募資料の提出は、専用の電子申請フォームからのみ受け付けます。
- 応募資料の電子ファイルを所定の箇所にアップロードしてください。
- 申請用ページへの記入中は、適宜「下書き保存」ボタンを押下して保存してください。
- 申請ページ上の各項目の記入や資料アップロードがすべて完了したことを確認のうえ、「申請する」ボタンを押下してください。
- 一度「申請」ボタンを押下すると、応募者側からは資料を差し替えられません。もし提出資料の差し替えが必要になった場合は事務局までお問い合わせください。

### 申請用ページ画面(一部抜粋)

※別記様式第2号 課題提案書 Word形式で提出してください	📄 アップロード完了
※別記様式第2号別添1 事業計画書 Word形式で提出してください	📄 アップロード完了
※別記様式第2号 別添資料一式 (エクセル)	📄 アップロード完了
選定理由書	📄 アップロード完了
相見積書	📄 アップロード完了
本見積書	📄 アップロード完了
仕様書	📄 アップロード完了
上記以外で本事業に関わる提出資料があればこちらにアップロードください	📄 アップロード完了

申請が受理されました、登録いただいたメールアドレス宛にメールをお送りいたします。

もし申請してもメールが届かない場合は、迷惑メールボックスをご確認ください。解決しない場合はコールセンターまで問い合わせてください。

注意: ※は必須項目です

**「下書き保存」ボタン**

下書き保存 申請する

# 申請時の提出資料①

## ■ 別記様式

- ① 特認団体承認申請書 別記様式第1号 **【対象者のみ】**
- ② 課題提案書 別記様式第2号 **【必須】**
- ③ 課題提案書 別記様式第2号 別添1（事業計画書） **【必須】**
  - ↳ 本事業の取組の詳細を、項目に沿って記入してください。審査の根幹となる資料です。
  - ↳ 公募サイトにて記載例がダウンロードできます。参考としてご活用ください。
- ④ 課題提案書 別記様式第2号 別添2（事業費一覧表） **【必須】**
  - ↳ 補助対象として申請する費用の内訳を記載してください。
- ⑤ 課題提案書 別記様式第2号 別添3（事業の成果目標（商品別）） **【必須】**
  - ↳ 商品ごとに国産原材料の取扱量の増加目標と金額を記載してください。
- ⑥ 課題提案書 別記様式第2号 別添4（事業の成果目標（原料別）） **【必須】**
  - ↳ 増加させる国産原材料の取扱量を、自社全体での取扱分と本事業分で分けて記載してください。

# 申請時の提出資料②

## ■補足資料

### ⑦ 決算書【必須】

- ↳直近3年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細書)
- ↳決算書の添付ができない事業実施者は、法人等の全体の事業計画書及び収支予算書を添付してください。
- ↳製造原価報告書及び販売管理費明細書は作成している場合のみ添付してください。速やかに手続きに移行することができますので、極力そろえていただくことを推奨します。

### ⑧ 定款【必須】

### ⑨ 見積【必須】

- ↳補助対象として申請する経費についての見積（原則3者見積）を提出してください。
- ↳3者見積が提出できない場合は、選定理由書を提出してください。選定理由書には、対象となる経費、最終的な発注先、候補となった発注先、選定理由及び価格の妥当性等を記載してください。

### ⑩ その他、事業の補足となる資料【任意】

- ・補助申請する設備やサービスの仕様書 等

※共同申請する場合は、決算書や定款は各事業者の資料を提出する必要があります。

# 問い合わせについて

ご不明点や質問事項がある場合は、コールセンターまで、メールまたは電話にてお問い合わせください。  
公募サイトにて、よくある質問集を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

よくある質問は [こちら](#)

## お問い合わせ

産地連携推進緊急対策事業  
事務局コールセンター

☎ 0570-000-280

受付時間 9:00～17:30（平日）

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業

お問い合わせフォーム

こちらからお問い合わせください

